

誰でもわかる、必見コピペNO.9（婚外子違憲判決）

■朝日新聞 2013年11月6日 天声人語 婚外子に責任はない

子どもがいないからよけい感じるのだろうが、と断って安倍首相が著書に書いている。家族や子どもは「損得勘定抜きでいいものだなあ、と思う」。同時に「家族のかたちは、理想どおりにはいかない」とも。その通りだと思う▼家族のあり方は人それぞれである。ところが、安倍氏が率いる自民党の中にはそれを認めたくない政治家が多いようだ。婚外子に対する相続差別の解消をめぐる議論がずいぶん迷走した。最高裁が差別は憲法違反だと判断したにもかかわらずである▼反対派の主張はこうだ。結婚した夫婦の子と同じだけの遺産相続を婚外子にも認めたら、結果として不倫を助長し、一夫一婦制を危うくし、結婚制度の意味も失わせ、家族の崩壊につながる――▼意図してのことかどうか、大きな見落としがある。当の婚外子の視点なり思いなりが顧みられていない。子は親を選べない。最高裁も指摘していた。婚外子は「自ら選択ないし修正する余地のない事柄」で不利益を被る。もはや許されない、と▼大法廷の決定が出た9月の当欄で、漱石門下の森田草平（そうへい）を引いた。昭和初めの本紙への寄稿だが、こんなくだりもあった。「庶子や私生児が生まれて悪ければ、何故（なにゆえ）その親を罰しないか。親の方に庶父（しよふ）とか庶母（しよぼ）とかいう名前をつけたらよかろう」▼無垢（むく）の子に責めを負わせるのはお門違いだ、という点では正論である。こんなことを紹介すると、それなら親を罰することにしようという話が自民党から出てきかねないが。

■朝日新聞 2013年9月6日 天声人語 婚外子差別への朗報

昭和の初め、神奈川県師範学校附属小学校で、今でいう婚外子が入学を拒まれるできごとがあった。試験は優秀だったのに出生ではねられた。これをめぐり、漱石門下の文学者だった森田草平が「庶子と私生児」という時評を本紙に寄せた▼当局には当然でも親や子は抗議したかろうと述べ、子どもの立場になり代わるように書いている。「自らはまるで関知しない事のために、七歳の児童の上に加えられた、この国家的差別待遇が、将来に向かっている禍根を蔵するか」▼さらに「無垢（むく）の児童に庶子、私生児というような名前を冠することからして、私には不可解である」。出自に悩み、男女間の醜聞もあった人ゆえか、85年前の一文は的を射る。一昨日の最高裁判断に、ようやく時代が追いついてきたかと納得顔だろう▼明治以来の民法は、婚外子の法定相続分を、結婚した夫婦の子の半分と定めてきた。これを憲法違反とした。法の下での平等にそむく差別を残してきたのは、国会の鈍さと怠慢だった▼法的に結婚していない男女から昨年生まれた子は2万3千余人、新生児の2・2%になる。もうそろそろ「婚外子」に類する言葉と通念を葬っていくべきだろう。赤ん坊のお尻の青あざは、成長すれば消える。私たちの社会も成熟したいものだ▼人の死に様はそれぞれに違うけれど、生まれてくるときは誰も同じだ。何が良いも悪いもなく、ただただ祝福されるべき純白の命である。時代遅れのレッテルを貼ってはいけない。

■朝日新聞婚 2013年11月6日 外子差別の撤廃、条件付き了承 民主改正案で自民 家族制度の議論継続

結婚していない男女間に生まれた「婚外子」への遺産相続問題をめぐり、自民党が5日、民法改正案を了承した。この問題では、同党保守派の議員らが異議を唱えていた。憲法改正の手続きを定める国民投票法の改正案でも、成人年齢の18歳への引き下げをめぐり、保守派が反発を強め、法案の提出にブレーキがかかっている。

自民党法務部会は5日、法的に結婚した男女の子と、そうでない男女の子（婚外子）の遺産相続を等しくする民法改正案と、「婚外子」かどうかを出生届に記す義務を削除する戸籍法改正案への対応を協議したが、議論は紛糾した。

婚外子の相続分を、法的に結婚した男女の子の2分の1とした現行法を違憲とした最高裁の判断について、保守派の議員から「そもそも間違っている」と公然と異を唱える意見が出た。「格差がなくなれば『不倫』の抑止力がなくなる」「わずかな例外のために法改正をしなければならないのか」といった声も相次いだ。こうした保守派の発言の背景には、法改正によって「家族制度が崩壊する」「(正妻や法的に結婚した男女の子の)権利が侵害される」と懸念がある。

このため、大塚拓部会長は、今国会で民法改正案を提出すると同時に、党内に特命委員会、法務省に有識者らからなるワーキングチーム(WT)を設けて引き続き議論し、1年をメドに結論を出すといった対処方針案を提示。戸籍法改正案は違憲判断の「対象外」として提出を見送ることも条件に了承された。

ただ、2時間半に及んだ部会後、民法改正反対の先頭に立った西田昌司参院議員はこう強調した。「(最高裁の違憲判断を)もろ手を挙げて賛成だとは誰も思っていない」

●国民投票「当面20歳」

一方、5日には自民党の憲法改正推進本部役員会が開かれ、憲法改正の国民投票法改正案を協議。国民投票ができる年齢を18歳以上から、「当面は20歳以上」とする修正案をまとめた。

2007年に成立した国民投票法で「18歳以上」とされたのは、憲法改正に若い世代の意見も反映させるべきだとの考えからだ。しかし、これまでの同本部の総会で「18歳が実際に(投票権を)望んでいるか」というと、そんな表明はしていない(赤池誠章参院議員)などと保守派から反発が続出。役員側も修正に追い込まれた。

こうした主張をする議員は、安倍晋三首相が会長を務める保守派のグループ「創生日本」の中心メンバーとも重なる。憲法改正推進本部役員の一人は「衆院選、参院選の大勝で、党内がだいぶ右寄りになっている」と嘆く。

●自民党法務部会の対処方針(要旨)

- ◆最高裁の違憲判断は尊重しなければならないが、国民感情に十分配慮する必要がある。
- ◆法務部会でも多くの議員から、民法改正が法律婚の尊重に根ざした伝統的な家族観に好ましくない影響を与え、その崩壊につながりかねないとの懸念が出た。
- ◆法務部会は政調会長に「家族の絆を守る」特命委員会(仮称)の設置を要請する。
- ◆法務省は、民法改正の影響の実態把握に努めるとともに、配偶者が自宅に引き続き居住することができるよう配偶者の居住権を法律上保護したり、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現したりする相続法制を検討するため、ワーキングチームを設置する。

●自民党保守派の主張

<民法改正案>

◆改正案の論点

・最高裁の判断を受け、結婚していない男女間に生まれた「婚外子」の遺産相続分を、結婚した男女間の子と同等にする

◆保守派の主張

・家族制度が崩壊する・最高裁の判断に従う必要はない・正妻に損害を与える

<国民投票法改正案>

◆改正案の論点

・憲法改正のための国民投票と同様に、成人年齢と選挙権の年齢を18歳に引き下げる
・公務員による賛否の働きかけや意見表明の規制を緩和する

◆保守派の主張

・18歳に引き下げることはおかしい・公務員の労働組合による改憲反対運動が活発化する

■北海道新聞11/04 07:00、11/04 17:20 自民保守派が猛反発 最高裁が婚外子相続規定に違憲判決 「めかけさんの子」差別的発言も

結婚していない男女間の子(婚外子)の遺産相続分を法律上の夫婦の子(嫡出子)の半分とする規定を削除する民法改正をめぐり、自民党保守派議員が反発を強めている。同規定を違憲とした最高裁判決や最高裁の存在自体を批判する発言にまで拡大。党執行部は世論の批

誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

判に警戒感を募らせるものの打つ手はない。法改正の義務を負う立法府の一員であるにもかかわらず「司法軽視」の傲慢（ごうまん）さが透けて見える。

「(婚外子をめぐり)最高裁の判決は、国民の一般感情とずれている。最高裁はわれわれの世間の常識と離れた所にある」。自民党の西田昌司副幹事長は3日朝のNHK番組で「家族制度が崩壊する」と強く批判した。

最高裁は9月、婚外子の遺産相続に関する民法規定を「法の下での平等を定めた憲法に反する」と判断。政府は同規定を削除する法改正を急ぐ。

安倍晋三首相も10月18日の参院本会議で「不合理な差別は、解消に向けて真摯（しんし）に取り組む必要がある」と述べ、党内の早期取りまとめを促した。

だが自民党保守派の反発はエスカレートする一方だ。同月30日に開かれた参院自民党の勉強会でも、西田氏は「最高裁は非常識」とし「現行憲法と結びつけると今回の決定になるとすれば、現行憲法が間違っている」と主張。さらに参加者からは「なぜ正妻の子と『めかけさんの子』に違いが出るのか調べて理解してもらわなければならない」「『不貞の子』をどんだん認めていいのか」など、婚外子に対する差別的発言まで噴出した。

執行部も党内保守派の「暴走」を抑制できないでいる。自民党の石破茂幹事長は同月25日の記者会見で、民法改正への反発を「最高裁の判断が出ているから何が何でもそういう意見を捨象するという事ではない」と擁護。今国会中の改正も「分からない」と弱気の発言に終始した。(東京報道 森貴子)

■日刊ゲンダイ2013/11/1 婚外子相続の民法改正 自民党法務部のア然大放言 婚外子相続の民法改正 自民党法務部のア然大放言

「正妻手当を拡充」「最高裁に従う必要なし」

婚外子の遺産相続分を嫡出子の半分とする民法規定を違憲とした最高裁決定を受け、民法改正の協議に入った自民党の法務部会がハチャメチャなことになっている。

安倍首相を筆頭に、自民党には昔ながらの家族制度を守ることが重要だと考えるがががの保守派議員が少なくない。高市政調会長が最高裁の違憲判決を「ものすごく悔しい」と発言したのにはのけぞったが、29日に党本部で開かれた法務部会でも、婚外子の格差規定撤廃に反対する意見が相次いだ。部会は基本的にマスコミ非公開だが、ヒートアップした声は壁を通じて漏れ聞こえてくる。その内容が凄まじい。

「正妻の子と愛人の子を同等にしているのか」「保守政党として家族を重視する姿勢を打ち出すべきだ」「どうしても格差撤廃の法改正をするのなら、正妻への手当拡充とセットにすべきだ」

ア然とする発言だが、部会では拍手喝采。愛人だと“手当”がないから、相対的に婚外出産が減るということらしい。

三権分立を分かっているんじゃないかと、首をひねりたくなるような意見もあった。

「国民に近い国会が立法作業をする。その後にくるのが最高裁だ」「司法の暴走だ」「最高裁が変な判断をしたら、国会議員が拒否しないとイケない」「そもそも今の憲法が常識に欠けている」「だから憲法改正すべきなんだ」

本当に立法府の一員なのかと、疑わざるを得ない発言ばかりである。

「今の自民党には歪んだ考え方を持っている議員が多すぎます。憲法を守り、決めた法律には従う。それが法治国家の基本です。国会議員は率先して憲法を守る義務がある。最高裁が違憲と判断した場合、立法府が速やかに改正手続きに入るのは当然のことです。それなのに、司法の暴走だとか、憲法が悪いと言うのは傲慢だし、法の支配について理解がなさすぎる。暴走しているのは自民党の方です」(政治ジャーナリスト)

こんな順法精神のない連中に、国民を義務でがんじがらめにする改憲をやられたらたまらないのだ。

■毎日新聞 2013年10月31日社説:最高裁を軽視 自民党は思い上がるな

憲法で保障された最高裁の違憲審査権に異議をととなえ、軽視するかのような自民党の姿勢にあきれろ。

最高裁が9月、結婚していない男女間の子(婚外子)の遺産相続分を結婚した男女間の子
誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

の半分とした民法の相続格差規定について、違憲判断を示した。それを受け、政府は規定を削除し、差別を是正する民法改正案の今国会提出を目指している。だが、自民党の法務部会が「伝統的な家族制度を崩壊させる」として、法案の提出を了承せず、今国会での是正が不透明な状態になっている。

憲法14条の「法の下での平等」という国民の基本的な人権の擁護に基づく最高裁の結論だ。三権分立に照らしても、司法の判断をないがしろにすることは許されない。早急に党内手続きを進め、今国会で法改正を成し遂げねばならない。

29日の部会での発言を紹介したい。「国権の最高機関が、司法判断が出たからといって、ハイハイと従うわけにはいかない」「自民党として最高裁の判断はおかしいというメッセージを発すべきではないか」「違憲審査権があるからといって、オートマチックには受け入れられない」「最高裁決定によれば、安心して婚外子を産めるようになってしまう」一などだ。

もちろん、個々の議員の意見だ。自民党総体としての考え方ではないだろう。最高裁の判断に従うべきだとの声も一部であった。だが、全体として反対意見に押され、部会の結論がまとまっていないのは確かだ。

自民党よ思い上がるな、と言わざるを得ない。

日本は法治国家として、憲法の規定で立法、行政、司法の役割や権限を定めている。三権が互いにチェック機能を働かせる中で、国民主権の実現を目指す仕組みだ。違憲審査権に基づく最高裁判断を立法府が尊重するのは当然のことだ。1票の格差問題にも通じるが、三権の一角である司法判断への鈍感さは目に余る。

自民党の憲法改正草案では、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」との規定を新設する。そうした考えに基づき、正妻の相続分の引き上げなどを主張する意見も部会が出た。

法務省にそれを検討させることを条件に、民法改正案を了承しようという動きもある。だが、交換条件はなじまない。まず、司法の最終結論を立法府が重く受け止める。その上で、必要ならば別途検討するのが筋ではないか。菅義偉官房長官は最高裁の決定後、「厳粛に受け止め、立法的な手当てを早くしたい」と述べていた。自民党総裁である安倍晋三首相のリーダーシップが問われる。

■自民党内での動きを赤池まさあき氏のフェイスブックより転記

10月25日(金) 自民党法務部会開催 90分間の審議の末持ち越し

朝8時から9時30分過ぎまで、自民党本部で党法務部会が開催されました。婚外子相続規定違憲決定を受けて、民法及び戸籍法改正の法案の審議が行われました。

法務省から提案説明を受けて、私も発言しましたが、自民党国会議員から違憲反論が相次ぎ、来週に持ち越しとなりました。大塚拓法務部会長からは、婚外子相続規定を削除する民法等改正と同時に、法律婚を守るための方策も次回提案するとのことで、議論を引き取りました。

戦いはまだまだ続きます。家族を守る議員連盟も、来週スタートさせたいと思っています。

10月25日(金) 自民党法務部会 審議内容要旨

村主真人氏が、私が出席し発言した法務部会の審議内容を掲載して頂いておりますので、シェアさせていただきます。

次回、自民党法務部会が設定されました。10月29日(火)午前10時30分から90分間です。法務省は臨時国会で何が何でも民法改正案を成立させようという意気込みです。

●自民・法務部会、民法「改正」案を了承できず

●自民党法務部会紛糾、部会了承は見送り、来週再審査へ

自民党法務部会は、25日早朝、非嫡出子の相続格差を撤廃する民法「改正」案について、法案審査を行いました。冒頭より法務省の対応に異論が噴出し、本日の部会での了承は見送られ、再審査を行うことになりました。

●「憲法改正を急げ」「国民感情は法律婚尊重」…主な反対意見は以下の通り

○最高裁判決は「尊重」しなければならないが、立法府の裁量で最終的な判断をするべきだ。

この改正案の格差撤廃は、結婚しなくてもよいという国民感情を助長する。

誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

- 内閣府の世論調査でも、相続分の格差をなくすことには反対が多い。
国民世論は法律婚を重視している。
家族に関する国民意識の変化は立証されていない。
最高裁判決は間違っている。
- 出生届の「嫡出子・嫡出でない子」の欄を削除する戸籍法の改正は、今回の最高裁判決から導き出されるものではない。
- 現行憲法のもとでの違憲判決であり、自民党は家族の絆を尊重する憲法改正案をまとめているので、家族保護規定を盛り込んだ憲法改正作業を急ぐべきだ。
- 事実婚や夫婦別姓を進める確信犯的動きと、法務省の法制審議会の平成8年答申が一体となっており根が深い。
法務省自身、法制審答申に基づく法改正を悲願と言ってきたのではないか。
- 「戸籍法改正はついで」「現在は悲願ではない」、答弁から垣間見える法務省の本音
- 「出生届」の記載事項欄の削除は、最高裁判決と直接関連はありません。
窓口でのトラブルや訴訟が生じており、嫡出・非嫡出の別は戸籍でも確認できることから、戸籍法改正を通じて、ついでに削除させていただきたいというのが法務省の願いでございます。
- 法制審答申から時間が経っており、現在、民法改正を「悲願」としていることはございません。

(以上発言要旨)

- 10月最終週に再び法案審査。法務省は早期の国会提出を引き続きねらう
大塚拓法務部会長は、こうした論議を受け25日の部会了承を見送り、相続格差の撤廃と出生届の記載事項変更については分けて検討すべきとし、出席議員から提案のあった内容も踏まえて改めて法案審査の会合を持つことを約束しました。
~~~~~ 以上、フェイスブックより ~~~~~

■赤池まさあき氏のフェイスブックより ~~~~~

10月23日(水) 自民党法務部会で婚外子相続違憲問題を議論

<https://www.facebook.com/akaike.masaaki/posts/176839842521299>

自民党本部で昼に法務部会が開催されました。大塚拓部会長のご配慮による勉強会です。9月の最高裁の違憲決定を受けて、婚外子相続問題について、自民党議員が議論しました。論点は、多岐に渡りました。

- ①憲法のあり方。  
現行憲法が社会主義憲法だから、何でも平等にしようとする力学が働いてしまう。  
憲法を変えない限り、このような問題は今後もいくつも出てくる。
- ②最高裁のあり方。  
最高裁がおかしくなっているのではないか。  
判決文の根拠があいまいである。  
合憲と違憲の判断がわずか10ヶ月間でしかない。  
民主党政権下で選任された最高裁判事の人選が問題ではないか。  
今後、国民審査の方法も検討すべきだ。
- ③行政府のあり方。  
最高裁の違憲決定を受けて、相続税などの行政実務は既に嫡出子と非嫡出子を同等に扱い始めている。  
立法行為がなくても、自動的に動いている。
- ④家族制度をどのように守るのか。  
今回の違憲決定や法務省が準備している民法や戸籍法改正では、婚外子の規定だけ外すだけであって、法律婚を前提とした家族制度を改変するつもりはないというのが、当然影響が出てくる。  
法律婚を守る方策を同時に考えるべきだ。  
全体の議論としては、民法改正への慎重論が多数を占めました。今日10月24日(木)午後2

誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

時から、八木秀次高崎経済大学教授を招いて「婚外子違憲問題を考え家族を守る勉強会」を開催いたします。さらに、しっかり検討していきたいと思えます。

~~~~~ 以上、フェイスブックより ~~~~~

※赤池誠章くあかいけまさあき> プロフィール

昭和36(1961)年7月19日山梨県甲府市生まれ。

甲府一高、明治大学政治経済学部政治学科卒業。

松下政経塾で松下幸之助氏に「人づくり」の重要性を学ぶ。赤池総合研究所代表、日本航空総合専門学校校長を経て、平成17年、衆議院議員当選。法務、国土交通、厚生労働、教育再生特別委員会委員を務める。清和政策研究会に所属。議員による政策勉強会「伝統と創造の会」(稲田朋美会長)の事務局長をはじめ、「国民道義の確立」をめざした活動を広く展開。

また、社団法人山梨県専修学校各種学校協会会長を務めた経緯から、職業教育充実にも取り組んでいる。持ち前のフットワークの軽さと実行力から、事務局を担当した会は数多い。母校明治大学で客員教授として教鞭をとるとともに、国政復帰を目指し、平成25年7月の参議院議員選挙で当選。

■東京新聞2013年10月25日 違憲判断出たのに… 婚外子規定の削除 自民保守派が抵抗

自民党の保守系有志議員が二十四日、結婚していない男女間の子(婚外子)の遺産相続分を、法律上の夫婦の子(嫡出子)の半分とする民法規定を違憲とした最高裁決定に関する勉強会を国会内で開いた。違憲判断を受けた法改正について、拙速な党内手続きに反対する方針を決め、来週にも家族制度の在り方を考える議員連盟を設立することも確認した。政府が目指す今国会中の民法改正は波乱含みとなっている。

勉強会には、西川京子文部科学副大臣や木原稔防衛政務官ら約二十人が出席した。民法改正に関し「家族制度が壊れる」「正妻の子と愛人の子を同じ扱いにしているのか」との異論が噴出した。

自民党は、憲法改正草案に「家族の尊重」を明記した経緯があり、勉強会に参加した若手議員は「保守政党として家族を重視する姿勢を打ち出すべきだ」と強調した。

一方、自民党の高市早苗政調会長は二十四日夜のBS11番組で「日本の家族観に合った規定だと思っていたので、ものすごく悔しいが、最高裁で違憲判断が出た以上、政府は民法を改正する責務がある」と述べ、早期改正が必要との認識を示した。

自民党は二十五日に法務部会を開催し、民法改正案を議論する。部会幹部は「了承を取り付ける時期はまだ決められない」としている。

最高裁大法廷は九月、民法規定を「法の下での平等を定めた憲法に反する」と判断した。政府はこの規定を削除する法改正を急いでいる。

早期改正を求める公明党幹部は自民党内の議論について「時代遅れだ。生まれた時点で不平等な扱いを受けるのはおかしい」と指摘した。

■石破茂幹事長記者会見 (役員連絡会后)平成25年10月25日(金)10:35~10:52

於:院内平河クラブ会見場

※質疑応答(抜粋)

●北海道新聞の森です。婚外子の遺産相続をめぐる民法の規定の改正について、昨日、反対している方々が勉強会をして、議連を設立する考えも示されています。実際、最高裁の判断が出ていて、かつ総理も予算委員会で民法改正の必要性を言及されている中、今後、その党内の反対の意見をどうまとめて、今国会中の民法改正に結びつけていくのかということと、幹事長ご自身は民法改正についてどうお考えになっているかお聞かせください。

▲それは個人的にいろいろな考えはあります。で、しかし、最高裁の判断が出ているということは、極めて重いものだと認識しておりまして、民法の改正の必要性というもの減じているとは認識しておりません。

この改正に慎重なお立場の方々の懸念しておられること、要は、日本の家族制度、あるいはその伝統を毀損するのではないかというご懸念に、どう応えるかという議論はきちんとしなければいけません。最高裁の判断が出ているから、何が何でもそういう意見を捨象してやるのだということではありません。そういう方々がご懸念になっておられることに対してどう応えるかということは、改正する側が真摯に示していかなければならないものだと思って

誰でもわかる、必見コピペNO.9(婚外子違憲判決)

おります。

●北海道新聞の森です。今国会中での民法改正はできない可能性もあるのでしょうか。

▲それはわかりません。あらゆる可能性というものは排除されませんが、やはり最高裁の判断が出ているということに対して、我々立法府として、それは真摯に謙虚に受けとめていかなければならない、それが三権分立というものだと思っております。

もう繰り返しになりますが、懸念される方々も、そのことはよく承知の上で、「こんなものは潰してしまえ」とおっしゃっておられるわけではなくて、どうやってそのような懸念に応えながらも最高裁の判決を具現化していくか、そこはすごく難しい作業であることは承知はいたしております。ただ、そのような反対意見に配慮をした形で、わが党の中にそういう意見があるわけですから、それを踏まえた改正案というものができるかできないか、そこはちょっと私、今、このことに専門に携わっているわけではありませんので、明確なお答えはできません。

■高市早苗政調会長記者会見 平成25年10月24日(木)15:00

皆様お疲れ様でございます。本日、政調審議会を開催致しました。

本日はタクシー関係の議員立法が一本、これを了承致しまして、明日の総務会に諮ることになります。さらには国会改革の状況について報告を受けました。私からは以上でございます。

※質疑応答(抜粋)

●記者

それと別件なのですが、民法の婚外子の規定で党内でいろいろな議論が出ていると思うのですが、会長のお考えと今後の進め方をお聞かせ下さい。

政府から早々に法律案が出てくると思います。まだ今日は提示されていない状況であると思えます。

▲高市

私個人の考え方とは相容れない判決ではありましたが、民法の900条4の但し書きについては、違憲判決が既に出ています。日本国憲法第81条の規定に基づきますと、一切の法律が憲法に適合するかしないか、これを決定する最終的な権限を持っているのが最高裁判所でございますので、ここで違憲判決が出てしまいました以上、このまま違憲とされた民法の条文を放置致しますと、世の中に大変な混乱が起こることになります。とくに相続というのは、日々全国各地で発生していることでございます。私たちの生活、人生に密着しているものでございますので、仮に違憲判決が出たままの法律をそのまま放置した場合、違憲判決が出て以降、現行法の下でなされた相続も、「これは違憲じゃないか」ということで裁判になりますと、違憲無効の判決が出る可能性が非常に高いのではないかと思います。そういった意味では、恐らく多くの自民党議員の考え方とは違った判決だったのではないかと思いますし、私自身もこれまで反対してきた部分でございますが、それでも但し書きの部分については改正せざるを得ない。これは政府としては早急に準備をされ、国会提出に向けての手続きをわが党は行わなければならないと考えております。

●記者

関連で。法務部会ですでに勉強会など始まっているのですけれども、かなり批判なり懐疑的な意見が強いのですけれども、会長としてはこの国会で改正をして違憲状態をなくすべきだとお考えなのでしょうか。

▲高市

そう考えます。懐疑的な意見というのは自民党議員の中に非常に多い。私自身もそうでしたけれども、やはり家族の尊重、家族の価値というものを大切にすること。法律婚主義を日本の民法はとっておりますので、この理念と合わないのではないかとともに思います。それから先般にも申し上げたかもしれませんが、事業承継などに対する大きな影響が出る可能性、これもそれぞれのご家庭によっていろいろなケースがあると思います。例えば小さな事業を営んでいる場合に、その家の資産形成に全く寄与してこなかった方、非嫡出子が全く同等の相続権を得た場合に、不動産であり、非公開株式であり、運転資金であり、そういったものに

誰でもわかる、必見コピペ NO.9 (婚外子違憲判決)

も関わってくるものですから、事業承継が困難になる可能性を、私自身は過去に訴えていました。そういったことも含めて慎重意見が出ているのではないかと想像致しておりますが、内閣から正式に改正案が提示された段階でその条文をしっかりと部会で審査していただき、政審でも審査させていただくという段取りになります。

●記者

さきほどの質問と重なりますが、公明党の石井政調会長も今国会で成立させるべきだという主旨の発言をされておりますが、高市会長も今国会の成立を目指していくべきとお考えでしょうか。

▲高市

先程申し上げました通り、違憲判決が出た以上、現行法のまま置いといたとしても、日々発生している相続について違憲無効の判決がでる可能性が高いのです。そうなりますと、国民生活が混乱し、法的安定性が損なわれますので、改正するのであれば、早い改正が必要な問題であると考えています。

●記者

民法改正した場合、家族制度の崩壊につながるのではないかという懸念が自民党内で強いですが、民法を改正する場合、家族制度を維持していくためにどのような方策が必要であるとお考えでしょうか。

▲高市

自民党の憲法改正草案には、新たに家族の尊重ということ、家族は互いに助け合わなければいけないということを書いた条文を盛り込んでございます。しかしながら、新しい憲法が出来上がるのは先の事ですし、今回非嫡出子の相続分に限った違憲判決がでてしまったということですから、その部分に限っては改正やむなしとっております。一方で、現在の法律下でも民法900条1～3までに規定されているのは、相続に関して合理的な規定であります。お父様が亡くなった場合にその配偶者のお母様が半分、お子様が半分、それを兄妹の人数に等分に分けていくということは、高齢化社会も進んでおりますし、残された配偶者のこれからの生活をしっかりと守っていくという合理的な内容でありますし、兄妹姉妹の取り分や直系親族と配偶者しかない場合にどう分けるか、民法には、家族を大切に守っていくという規定が盛り込まれていると思います。現在の民法の中には法律婚主義ということが明示されているわけですから、あらゆる制度において尊重されていくべきだと思っております。

■産経ニュース 2013.10.23「家族制度を守れるのか」 婚外子相続の民法改正、自民から慎重論噴出

結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を嫡出子と同等とするため政府が臨時国会での成立を目指している民法改正案に対し、自民党内で「家族制度を守れるのか」との慎重論が噴出している。与党内では公明党が改正に前向きだが、今後、自民党内の反発が強まれば来年の通常国会に先送りされる可能性もある。

「民法上の法律婚と自己矛盾し、結婚制度を否定する話になる。私は政府の人間だが、おかしいと思う」

西川京子文部科学副大臣は23日の党法務部会で、9月の最高裁決定に基づいた民法改正案に反対した。

若手議員からも異論が相次いだ。

「親が亡くなった途端に、親の面倒を見ていない（事実婚の）子供が遺産相続に現れることがあるが、許されるのか」

「自民党は昨年の衆院選で『日本や家族の絆を取り戻す』と訴えて勝利した。家族制度を促す価値観をつくるのが立法府の仕事だ」

弁護士出身の柴山昌彦前総務副大臣も「戸籍や住民票の実務で混乱が生じる可能性が否めない。最高裁決定は尊重しなければいけないが、いかに家族制度を守るかパッケージで議論しなければいけない」と指摘した。

党内で慎重論が強いには理由がある。法律婚と事実婚の法的な格差をなくせば国民の結婚観や家族観に誤った影響を与えかねず、事実婚が増え、家族制度が崩壊しかねないという懸念が拭えないからだ。最高裁決定が婚外子の相続差別を違憲とした理由に「社会動向や家

誰でもわかる、必見コピペ NO.9 (婚外子違憲判決)

族形態の多様化」を挙げたことにも、「根拠が曖昧だ」との批判がある。

それでも政府高官は23日、「最高裁決定を受けた法改正だからやるしかない」と語り、あくまでも臨時国会で民法改正案を成立させる意向を示した。公明党の石井啓一政調会長も「速やかに法的措置を取るべきだ。自民党は検討作業を急いでほしい」と早期改正を求めた。

自民党法務部会は近く民法改正案の法案審査に入る予定だが、大塚拓法務部会長は23日、記者団に対し「(党内了承の)見通しは分からない」と語った。

婚外子相続に関する最高裁決定 最高裁大法廷は9月、結婚していない男女間に生まれた非嫡出子(婚外子)の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定を「違憲」と判断した。理由に「社会動向や家族形態の多様化、国民意識の変化」などを挙げた。

■【月刊正論】2013.10.16 (高崎経済大学教授 八木秀次 月刊正論11月号)

最高裁判決に怒りの倍返しだ！婚外子「不当相続」から家族を守る民法改正の秘策

遺産相続で夫婦間の実子と婚外子を区別するなという最高裁判決。行き過ぎた「平等」で結婚制度を壊してはならない。

○非嫡出子の遺産相続判決に大きな疑問

最高裁大法廷(裁判長・竹崎博允長官)は9月5日、結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子(婚外子)の遺産相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号但書について、法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとの決定を示した。裁判官14人の全員一致によるものだ。

この「違憲」の決定について、新聞各紙はほぼ横並びで肯定的な評価を下している。いわく、「日本人の家族観の変化を踏まえた歴史的な違憲判断である。(中略)『父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択・修正する余地のない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されない』。最高裁のこの判断を、多くの国民は違和感なく受け止めるのではないか。(中略)(民法の)速やかな改正を求めたい(『読売新聞』9月6日付「社説」、以下、他紙も同日)、「遅すぎた救済である」(『朝日新聞』「社説」)、「最も基本的な憲法の人権規定を重くみた判断であり、違憲の結論は当然の帰結だ」(『毎日新聞』「社説」)、「判断は当然だろう。速やかに、民法も改正すべきだ」(『産経新聞』「主張」)、「明治民法から続く婚外子差別の解消を迫る大転換である。国会は早急に不平等な法を正すべきだ」(『東京新聞』「社説」)といった具合だ。

ただ、産経だけは基本的に評価しつつも、「決定は『法律婚の尊重』を否定しているわけではない」と社説や1面の解説記事(滝口亜希記者)で書き、社会面でも「『法の賢慮』平等主義に敗れた」とする長谷川三千子埼玉大学名誉教授のコメントを掲載するなど一定の留保を付けたり、疑問を呈してもいる。

私が見た中では、正面から否定的な見解を示したのは、新聞では「結婚制度を尊重する上で、婚外子の相続分を嫡出子の半分とする現行法は極めて妥当な規定だといえる。今回の判断は同制度を危うくするものであるといわざるをえない」と書いた『世界日報』(「社説」)くらいだ。週刊誌は『週刊新潮』(9月19日号)が「骨肉の争いが美談に化けた『婚外子』最高裁判決の違和感」と題する特集と櫻井よしこ氏の連載コラム「日本ルネッサンス」で否定的に扱っている。

このようにメディアが概ね肯定的に扱っている最高裁「決定」だが、私には大きな疑問を禁じ得ないものだった。ここで問題点とともに、今後の法改正に当たっての留意点について述べておきたい。

○法律婚を評価しながら…

非嫡出子(婚外子)について、一般には大きく二つのケースがある。一つは両親が法律上の婚姻関係(法律婚)を嫌い、意図的に事実婚を採り、その下に生まれるケースだ。子供は法律婚の枠の外で生まれているので全員、非嫡出子であるが、この場合、全員、非嫡出子なので、両親の遺産相続において平等となり、争いはない。

問題となるのは二番目で、今回の裁判のように、既婚の男女の何れかが、配偶者以外との間に子供を儲けたケースだ。この裁判の事例は『週刊新潮』によれば次のようなもの。

夫婦でレストランを経営していたが、経営を軌道に乗せるため、妻は身を粉にして働き続

誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

けていた。無理がたたって入退院を繰り返していた時期、店の学生アルバイトとして採用された女性と夫が肉体関係に陥った。夫は妻と2人の子供（11歳、6歳）を自宅から追い出し、代わりに内縁関係になった女性を自宅に迎え入れ、ほどなく2人の娘（非嫡出子）が生まれた。店では正妻と内妻の2人が働くという異様な光景が見られたが、夫は常に内妻の肩を持ち、正妻には辛く当たった。夫の身勝手さに原因があるとはいえ、正妻と嫡出子には極めて気の毒な身の上だ。その夫が亡くなり、その遺産分割をどうするかというのがここでのテーマだ。

現行民法では、夫の財産の法定相続分は配偶者である正妻が2分の1で、内妻は相続できない（900条1号）。残りの2分の1を子供が相続するが、その際、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1となる（900条4号）。例えば、夫の遺産が1億2千万円だとすると、正妻が6千万円を、嫡出子2人はそれぞれ2千万円を、非嫡出子2人はそれぞれ1千万円を相続することになる。今回の決定は、これを「違憲」とするもので、嫡出子、非嫡出子の区別なく、夫の「子」として平等にすべきというものだ。先の計算だと、法改正されれば、「子」はそれぞれ1千5百万ずつ相続できることになる。

問題は、「子」は同じ父の子として嫡出子・非嫡出子に関わらず「平等」と扱うか、それともそれぞれの子の生まれた父母の関係、すなわち法律婚によるものかそうでないかについて国（法制度）として考慮するかということにある。今回の最高裁「決定」は諸外国の立法例や国民意識の変化などを根拠に「子」の「平等」の視点だけを押し通したもので、父母の関係については考慮する必要はないとするものだ。『世界日報』「社説」の言うように「結婚制度を危くする」ものであり、長谷川三千子氏の指摘するように「法の賢慮」に欠けるものと言わざるを得ない。

今回の「決定」、裁判官全員一致によるもので、それ自体、大いに首を傾げるものだが学者出身の岡部喜代子裁判官の補足意見は「子」の「平等」だけを押し通すことに若干の迷いが見えるものになっている。

岡部裁判官は法律婚の尊重について言及し、「婚姻の尊重とは嫡出子を含む婚姻共同体の尊重であり、その尊重は当然に相続分における尊重を意味するとの見解も存在する」とか、「夫婦及びその間の子を含む婚姻共同体の保護という考え方の実質上の根拠として、婚姻期間中に婚姻当事者が得た財産は実質的に婚姻共同体の財産であって本来その中に在る嫡出子に承継されていくべきものであるという見解が存在する」とし、「確かに、夫婦は婚姻共同体を維持するために働き、婚姻共同体を維持するために協力するのであり（夫婦については法的な協力扶助義務がある。）、その協力は長期にわたる不断的努力を必要とするものといえる。社会的事実としても、多くの場合、夫婦は互いに、生計を維持するために働き、家事を負担し、親戚付き合いや近所付き合いを行うほか様々な雑事をこなし、あるいは、長期間の肉体的、経済的負担を伴う育児を行い、高齢となった親その他の親族の面倒を見ることになる場合もある。嫡出子はこの夫婦の協力により扶養され養育されて成長し、そして子自身も夫婦間の協力と性質・程度は異なるものの事実上これらに協力するのが普通であろう。これが、基本的に我が国の一つの家族像として考えられてきたものであり、こうした家族像を基礎として、法律婚を尊重する意識が広く共有されてきたものということであろう。（中略）現在においても、上記のような家族像はなお一定程度浸透しているものと思われ、そのような状況の下において、婚姻共同体の構成員が、そこに属さない嫡出でない子の相続分を上記構成員である嫡出子と同等とすることに否定的な感情を抱くことも、理解できるところである」と、婚姻共同体の意義及びそれを保護する必要についても考察している。

婚姻共同体によって財産が形成され、その過程においては苦勞もあつたのに、そこに属さない、後から出て来た非嫡出子に、その構成員である嫡出子と同額の財産を持って行かれることに果たして合理性はあると言えるのか。加えて現行法は夫を愛人やその子に奪われた正妻の応報感情に適ったものでもあり、その点で国民道徳に裏付けられているとも言える。今回の裁判のケースでも正妻の娘（嫡出子）は「死んだ母は弁護士の先生から民法の規定について教えられ、“法律が守ってくれる”といつも口にしていました。母は40年以上も地獄のような日々を送りましたが、民法の規定があることで愛人とその子に一矢報いることができる、と思っていたはずです」（上記『週刊新潮』）と述べている。

○あのフランスは配偶者を優遇

岡部裁判官は婚姻共同体の保護の必要を唱えながらも、非嫡出子について「婚姻共同体に参加したくてもできず、婚姻共同体維持のために努力したくてもできないという地位に生まれながらにして置かれるのというのが実態であろう」としながら、「昭和22年民法改正以後の国内外の事情の変化は、子を個人として尊重すべきであるとの考えを確立させ、婚姻共同体の保護自体には十分理由があるとしても、そのために婚姻共同体のみを当然かつ一般的に婚姻外共同体よりも優遇することの合理性、ないし、婚姻共同体の保護を理由としてその構成員である嫡出子の相続分を非構成員である嫡出でない子の相続分よりも優遇することの合理性を減少せしめてきたものといえる」として、結果として「もはや相当ではないというべきである」と違憲の判断をしている。

※続きは月刊正論11月号でお読みください

■週刊新潮2013-09-2 日本社会に合うのか、最高裁判断 桜井よしこ

結婚していない男女間に生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を嫡出子の半分とする民法の規定は法の下での平等を保障した憲法に違反すると、最高裁判所が9月4日判断した。

日本人の生き方や日本の社会に大きな変化をもたらすと予測される判断である。最高裁は判断理由として、①国民の意識の変化、②国際社会からの勧告、③非嫡出子の相続を半分とする合理性が認められない、などを挙げた。

①の国民の意識の変化は確かに見てとれる。たとえば1979（昭和54）年3月に総理府が実施した世論調査では、婚外子と嫡出子の相続分を同じにすることについて、反対が47・8%、賛成が15・6%だった。

当時の国民感情は圧倒的に反対が強かった。では、現在はどうか。2012（平成24）年の内閣府の調査では相続分を同一とすることに反対が35・6%、賛成が25・8%である。

現在も反対論が強い。ちなみにどちらともいえない、わからないが合わせて38・6%だ。

国民の意識は変化はしているが、現行法の改変に反対意見の方が多い点は変わっていない。従って、国民の意識の変化が現行法を憲法違反とする理由になるとの最高裁の説明は実情に反している。

次に②の国際社会からの勧告についてである。

ヨーロッパ諸国では婚外子と嫡出子の相続分を同一にする法改正がすでに1960年代に行われた。前述の総理府調査の10年も前の69年に、西独（当時）もスウェーデンも英国も、法改正で婚外子と嫡出子の相続分を同じにした。その後、フランスも米国も同様の改正をした。

その背景には法改正せざるを得ない社会の実態があった。婚外子が非常に多いのである。たとえばフランスの婚外子の出生割合は驚くことに全体の56%を占めている。嫡出子よりも多いのだ。英国が47%、米国が41%、ドイツが34%である。

子供の半分以上、或いは半数近くが婚外子ということは、結婚や夫婦のあり方自体が大きく変化してしまっているということだ。法律婚やそれに基づくさまざまな約束事を尊重する価値観が薄れているのだ。であれば、婚外子と嫡出子を制度上区別すること自体が意味を失うのは当然である。

■千数百年の歴史

だが、日本の社会は欧米諸国のそれとは基本的に異なる。日本の婚外子はわずか2・2%である。男女の結びつきや夫婦、親子、家族のあり方がその国、その民族で異なるのは自然なこと、それぞれ大切に守っていくべき要素であろう。どちらがよい悪いの問題ではない。単に、互いに異なるのであり、そのことを受け入れればよいのだ。だが、最高裁は彼我の大きな差にも拘らず、今回欧米のルールをそのまま受け入れよという判断を下したわけだ。

これがどれほど無理無体なことか、立場を入れ替えて考えてみよう。

日本政府が日本では婚姻制度を大切にしているために、婚外子の相続分を嫡出子の2分の1にしている、欧米諸国もそれに倣ってほしいと逆勧告するようなものではないのか。

ここまで言えば、問われているのは婚外子への差別撤廃である、差別のある日本は欧米の政策を受け入れるべきだという意見が必ず出てくるだろう。その点を理由の③と合わせる形で考えてみたい。

誰でもわかる、必見コピペ NO.9（婚外子違憲判決）

まず、最高裁が指摘したように、たしかに相続の配分を2分の1とした合理的根拠は何だろうかと考える。実はこの問題について先人たちも考えを重ねてきていた。

『新版注釈民法27』（有斐閣）第5編第3章「相続の効力」の有地亨氏の解説を読むと、旧民法は、8世紀初頭に編纂された大宝律令の大宝令を踏襲して嫡出子と婚外子の相続分を1対2分の1としたという。なんとという長い歴史を踏まえた価値観だろうかとは私は驚いた。だが、人々の生き方を千数百年も規定し続けてきた民法が、日本人の生き方を反映しているのは、或る意味当然なのだ。

旧民法で右の規定が引き継がれた理由を民法典起草委員の穂積陳重博士は「法律ガ愈々婚姻ト云フモノヲ認メテ」おり、「ソレ故ニ嫡出子ト庶子トノ分量ヲ違ヘタノデアリマス」と説明している。但し、「其分量ノ違ヒ方ニ付キマシテハ全ク程度ノ違ヒデアリマシテ」と書いている。

杓子定規に半分なのではなく、法律婚尊重という国家のあり方を反映した措置であり、個人的な人間の情の世界のことだから、良識、常識を働かせてほどほどに塩梅すべき問題だといっているのだ。

当時の議論で興味深いのは、非嫡出子に財産を分けること自体への反対論があったことだ。「嫡出でない子に嫡出子の2分の1でも法定相続分を認めること自体が婚姻の尊重を謳う現行憲法に反する」という理由である。

このような意見があっても、双方の思いを踏まえて結局「1対2分の1」という古い時代からの仕来りがそのまま民法に定められた。

■国の形を規定する役割

対して、「子はすべて平等」「子に罪はない」「子は親を選べない」という声が大きく伝えられ始めた。そのとおりだ。どんな境遇に生まれてきた子供も差別をしてはならない。すべての子が幸せに育ててほしいと思わない人もいない。だからこそ、日本社会はそれなりに多くの努力を重ねてきた。婚外子を区別する戸籍の記述は撤廃され、就職に際しての身上調査も、差別と言われることを恐れて企業側はあまり行わなくなった。差別をなくす方向で社会全体が変化してきたのは確かだ。

そこに今回の違憲判断である。差別をなくすという考え方には賛成だが、違和感が残るのは、最高裁は婚外子が受けてきた差別や悲しみに焦点を当てる一方で、嫡出子の側の思いを見落としているのではないかと感ずるからだ。

今回の判断に関して、和歌山県の嫡出子側は「私たちにとって納得できるものではなく、非常に残念で受け入れ難い」「日本の家族形態や社会状況を理解していない」とのコメントを発表した。

婚外子の側が、差別された、疎外されたと思うのと同じく、嫡出子もその母、つまり妻の側にも深い疎外感と悲しみ、憤りがあるのだ。

法は双方の側の言い分を公正かつ公平に聞いて判断すると同時に、日本の国の形を規定する役割を担っていることを忘れてはならない。婚外子とその母の主張と同じ重さで、嫡出子とその母の主張に耳を傾けなければならない。日本社会は家族の絆を基本として成り立つのであり、その基盤をより確かなものにする方向に、法こそが働くべきだろう。

婚外子への差別をなくす努力と、日本社会の基盤である法律婚、妻や嫡出子の人権を守ることの両方を怠ってはならないであろう。

■産経新聞 2013.9.13【読者サービス室から】婚外子格差違憲判断 「不倫を助長することにも」

最高裁大法廷は4日、非嫡出子（婚外子）の遺産相続格差を違憲とする初判断を示しました。これに「婚外子に罪がないのは確かだが、その母親の責任論が欠けている」（群馬県高崎市、78歳男性）▽「格差撤廃の趣旨はわかるが、法改正で社会に無用な混乱を招いてはいけない」（岐阜県、50代男性）と男性陣。女性陣からは「法の下での平等論が法律婚による平穏な家庭生活を乱す可能性がある」（神戸市、70歳女性）▽「格差撤廃が世界の潮流というだけの判断で、間違った平等主義」（横浜市、40代女性）▽「子を外につくるのを認めるのと同じ」（福岡県、60代女性）▽「日本の倫理観、価値観を覆す判断。それに先祖供養や家族介護などを負担せず遺産だけ平等とは法律婚の女性の立場から到底許せない」（50代女性）

誰でもわかる、必見コピペ NO.9（婚外子違憲判決）

▽「平成7年の合憲判断から国民意識が変わったとは思えない。裁判官の考えが変わっただけだ」（大阪府、50代女性）▽「法律婚の妻子を裏切ってきた子が平等とは社会常識でもおかしい。判断は不倫を助長しかねない。法律だけで社会制度を判断すると倫理欠如が起きる見本だ」（神奈川県、50代女性）と、批判が続出しています。

日本時間8日の国際オリンピック委員会総会で2020年大会の東京開催が決まったことには「感動した。特に原発汚染水漏れ問題への安倍晋三首相の“安全宣言”は見事。震災復興を進め、不安の払拭が大切だ」（大阪府貝塚市の65歳男性）。半面で「総会直前、汚染水漏れを理由に福島などの水産物を輸入禁止にしたのは明らかな東京招致妨害工作。同調する国はなくほっとした」（横浜市、67歳男性）▽「官民挙げて水産物輸入禁止で妨害したが、さて東京に決まってどう出てくるのか」（神奈川県、70歳男性）と、韓国批判が続きます。

福岡市の高校教諭の男性からは「五輪開催を祝い、平和を祈る短歌を募集して機運を醸成し、開催後に『東京五輪万葉集』などにすれば文化遺産も残せる」という提案をいただきました。（4～10日の意見）

■琉球新報 2013年9月6日社説 婚外子差別違憲 個人の尊厳守り法改正急げ

生まれながらの差別は許されない。当然の結論であり、むしろ遅すぎた。

最高裁は、結婚していない男女間の子（婚外子）の遺産相続分を、法律上の夫婦の子（嫡出子）の半分とする民法の規定を違憲と判断した。政府はこの決定を重く受け止め速やかに法律を見直すべきだ。

親が法律婚かどうかという違いで、生まれたことに何の責任もない子が不利益を負うのは「婚外子差別」と批判されてきた。しかもこの法律は19世紀末の明治時代の民法から引き継がれた差別規定だ。

あらゆる種類の差別から守られる権利を掲げた子どもの権利条約や国際人権規約に抵触する。

シングルマザー、事実婚など家族の在り方が多様化している。県内の婚外子は全国平均の約2倍の高さだ。日本とは逆に欧米諸国は婚外子差別撤廃に取り組んできた。国連は日本に対し再三差別撤廃の勧告を繰り返していた。

明治の民法から戦後の民法に差別が引き継がれてしまったが、「可及的速やかに、将来において更に改正する必要がある」との付帯決議がある。この決議を半世紀も履行せず、1996年によく法制審議会が相続分を平等にする民法改正要綱をまとめた。

しかし伝統的な家族観を重んじる一部国会議員の反対で、法案を提出できなかった。民主党政権下でも棚上げにされた。問題を放置してきた政治の責任は重い。

一方、司法の側にも問題がある。最高裁は95年の大法廷決定で、婚外子の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定を合憲としたからだ。国会の立法措置に解決を委ねる消極姿勢だ。その姿勢を転換して全員一致で違憲と判断した意義は大きい。遅すぎたと言わざるを得ない。

今回の判決は、解決済みの他の相続に影響を及ぼさないとしている。だが嫡出子の半分しか相続できなかった婚外子は納得できないだろう。

相続の問題だけではない。母親が結婚の経験がない場合、税制上の「寡婦控除」は適用されず、住民税や保育料が高くなる。寡婦控除は夫と死別したか離婚した母を対象にしているからだ。法律上の不備を解消するために関連法を見直す必要がある。

個人の尊厳を守るため、直ちに差別を撤廃するよう求める。

■産経新聞「主張」2013.9.5相続格差は違憲 「法律婚」の否定ではない

最高裁大法廷は、結婚していない男女間に生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を、嫡出子の半分と定めた民法の規定を、違憲とする初判断を示した。

憲法は法の下での平等を保障しており、「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のないことを理由に不利益を及ぼすことは許されない」とした判断は当然だろう。速やかに、民法も改正すべきだ。

誰でもわかる、必見コピー NO.9（婚外子違憲判決）

「婚外子の相続分は嫡出子の半分とする」という規定は明治31年に設けられ、昭和22年の民法改正でも引き継がれた。54年には法務省が両者の差異をなくす民法改正案をまとめたが、国会には提出されなかった。

平成5年以降、東京高裁などでこの問題での違憲判断が相次いだ。最高裁は7年、「民法が法律婚を採用している以上、著しく不合理とはいえない」とする合憲判断を出し、婚外子側の訴えを退けていた。

ただしこれを覆す今回の最高裁の判断は、法律による婚姻家族を否定したものではない。

法律婚という制度は日本に定着しており、「重婚」を認めるものでも、「事実婚」や「非婚カップル」を助長し、「不倫」を推奨するものでもない。

国内における婚外子の出生数の増加や、欧米で急速に進んだ婚外子への法的な差別撤廃の動きが背景にはある。

だが、あくまで今回の判断は、個人の尊厳と法の下での平等に照らして婚外子の権利が不当に侵害されていないかとの観点から導き出されたものだ。

最高裁の判断が、国民の結婚観や家族観に誤った影響を与えるようなことがあってはならない。

結婚や家族は個人のライフスタイルの問題だとする考え方もあるだろう。だが、法律婚によって築かれる家族は尊重、保護されるべき社会の最小単位である。その重要性は変わらない。

付け加えれば、民法による相続の規定は強制されるものではなく、生前処分や遺言などによる相続分の指定がない場合に補充的に適用されるものだ。

家族ごとに、さまざまな個別の事情があるだろう。相続は本来、被相続人が自らの人生を省みて配分を決めるものだ。その原則も指摘しておきたい。

■ 2013年9月5日 最高裁の婚外子相続分規定の違憲判断についての談話

日本労働組合総連合会

事務局長 南雲 弘行

9月4日、最高裁判所大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は、婚外子相続分規定を憲法違反であると決定した。本判決は、長年の民法家族法改正に向けた前進であり高く評価するものである。

民法の現行規定は、婚外子の遺産相続分は嫡出子の半分とされている。今回の判断は、法の下での平等を求めた憲法に違反するかが争われた2件の家事審判特別抗告審の決定である。大法廷は「家族形態の多様化や、国民意識の変化などを考慮すると、親が結婚していないという選択の余地がない理由で子に不利益を及ぼすことは許されない」として、裁判官14人の全員一致で違憲判断を下した。

法制審議会は既に17年前に、婚外子相続差別撤廃や選択的夫婦別姓制度導入の民法改正法律案要綱を答申しているが、今日まで法改正に至っていない。

日本政府は、国連女性差別撤廃条約や、人権条約、子どもの権利条約などを批准しながら、差別を存続させていると、国際機関や国際人権団体からも再三指摘されてきた。

子どもは産まれてくる環境に何ら責任はなく、婚姻及び家族関係における差別は撤廃すべきであり、今日までの婚外子の苦しみや不利益を放置したことはあまりに長い時間を要したと言わざるを得ない。

連合は、この間、家族制度にかかる民法の改正を求め、法務省や政府に対する要請、国会への働きかけに取り組んできた。引き続き、婚外子の相続権、夫婦の姓の選択、婚姻最低年齢・再婚禁止期間の男女差の解消など、法の下での平等を求め、少なくとも国連人権条約や女性差別撤廃条約を遵守する水準へと改善すべく、取り組みを強めていく。

大法廷が違憲判断をしたことで、国会は法改正を迫られることになるが、国会が、1日も早く民法改正に着手することを強く求める。

以上

誰でもわかる、必見コピペ NO.9（婚外子違憲判決）

■産経2013.9.4 国内外の変化を重視 影響は限定的か

明治時代から続く民法の規定が4日、最高裁に「憲法違反」と断じられた。両親が結婚しているかどうかで子の遺産相続分に差を設けた同規定をめぐるっては、国内外の批判を受けながらも、長らく「合憲」とする司法判断が繰り返されてきた。この日の決定は、結婚観の変化や諸外国での格差撤廃の動きなどに着目。さらに、混乱を避けるために決定の効力の範囲を明確にすることで初の「違憲」判断を導いた。

最高裁決定が重視したのが、国内外の変化だ。

ドイツやフランスが婚外子と嫡出子の相続分を同等化したことや、国連から繰り返し勧告を受けていることなど、婚外子差別撤廃に向けた国際的な潮流に言及。日本の現状を「相続分に差異を設けている国は、世界的にも限られている」と分析した。

また、住民票や戸籍の続柄欄で婚外子と嫡出子の記載が統一されたことや、昭和54年の時点で相続分の同等化を盛り込んだ民法改正要綱試案が作られていること一などにも着目。「個人の尊重が明確に認識されてきた」と国民の意識に変化があったことを強調した。

最高裁が「違憲」と判断したことで、今後、遺産分割のやり直しを求める動きも予想されるが、影響は限定的とみられる。

最高裁による違憲判断の効力については、審理対象の事件のみに及ぶとする「個別的効力説」と、他の事件にも普遍的に及ぶとする「一般的効力説」に大別されるが、学説上も判例上も「個別的効力説」が有力だ。

ただ、法的拘束力はないにせよ、事実上、最高裁判例は、下級審の裁判官の判断に大きく影響を与えることになる。このため、大法廷が「規定の合理性が失われていた」と判断した平成13年7月以降に相続が開始し、審判などが継続中の同種事案については今後、違憲とされる可能性が高い。

一方で懸念されていたのが、すでに分割が完了した事案についてやり直しを求める動きが起こるなど、紛争が再燃することによる混乱だ。

これに対して決定は、審判や協議、当事者の合意などで分割が確定している事案には「この違憲判断は影響を及ぼさない」と法廷意見の中で明言。決定の効力の範囲を示すことで、混乱を避けようとした形だ。

ただ、大法廷決定前に従来法定相続分を前提とした分割が完了していれば、13年7月以降に開始した相続でも覆すことはできないということになり、当事者の不公平感はぬぐえない。仮に分割やり直しを求めても、最高裁決定が“蒸し返し”を戒めている以上、ハードルは高そうだ。

早稲田大学法学学術院の棚村政行教授（家族法）は「法改正までに時間がかかるようであれば、他にも次々と違憲判断が出され、民法の規定と司法判断という2つの基準が並立するという事態になりかねない」と指摘。「国会は責任を自覚し、スピーディーに改正作業を進めるべきだ」としている。

■日経 2013/9/4 婚外子相続差別は「違憲」 最高裁決定、民法改正へ

結婚していない男女間に生まれた婚外子（非嫡出子）の相続分を法律婚の子（嫡出子）の半分とする民法の規定を巡る裁判で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は4日、規定は法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定をした。裁判官14人全員一致の判断で、規定を合憲とした1995年の判例を見直した。

判例変更に伴う混乱を防ぐため、違憲判断は決着済みの遺産分割には影響しないとする異例の言及をした。

菅義偉官房長官は4日の記者会見で「最高裁の判断は厳粛に受け止める必要がある」と発言。政府は早ければ秋の臨時国会への民法改正案の提出を目指す。

決定が出たのは、2001年7月に死亡した東京都の男性と同年11月に死亡した和歌山県の男性の遺産分割審判の特別抗告審。いずれも法律婚の妻と内縁関係の女性との間にそれぞれ子供をもうけていた。

大法廷は決定理由で、日本社会に法律婚制度が定着していることを認めながらも、家族の形態は多様化していると指摘。「父母が婚姻関係になかったという、子にとって選択の余地が

誰でもわかる、必見コピー NO.9（婚外子違憲判決）

ない理由で不利益を及ぼすことは許されないという考えが確立されている」とした。

「規定の合理的根拠は失われている」とし、今回の事案が発生した 01 年 7 月には違憲だったと判断。合憲とした二審の判断を破棄して審理を高裁に差し戻した。

最高裁の裁判官 15 人のうち、寺田逸郎裁判官（裁判官出身）は法務省在職当時の公務との関係を理由に審理から外れた。

■産経ニュース2013.9.4 残る「差別」 出生届けにチェック欄 寡婦控除は適用除外

婚外子については、相続のほか住民票や戸籍の記載など、多くの場面で「嫡出子か否か」という区別が行われてきた。「差別にあたる」という訴えを受け、一部では是正も進んでいる。

かつては、住民票では嫡出子が「長男」などと記載されるのに対し、婚外子は「子」と記載。戸籍では嫡出子が「長男」、婚外子が「男」と記載されていた。いずれも記載の撤廃を求める裁判などを契機に、住民票は平成 7 年に「子」に、戸籍は 16 年に「長男」などに記載が統一。一方、出生届では今も「嫡出子」「嫡出でない子」というチェック欄が設けられている。

訴訟の元原告、田中須美子さんは「民法が相続分に差を設けていることを理由に、こうした差別的記載による区別が正当化されてきた」と振り返る。

一方、同じ母子家庭でも、婚姻歴の有無で経済的負担に大きな差が生じるのが「寡（か）婦（ふ）控除」だ。もともとは戦争で夫を失った母子家庭を支える趣旨で導入された制度で、所得から 27 万円か 35 万円を控除するというものだが、母に結婚歴がない場合は適用されない。

適用がなければ、所得税だけでなく、国民健康保険料や保育料も負担が重くなり、年収 200 万円 で年間約 20 万円の負担増になるケースもあるという。

23 年度の全国母子世帯等調査結果報告によると、母子世帯のうち「離婚」が 80・8% を占める一方、「未婚」の割合は 7・8% で、「死別」の 7・5% を上回った。また、平均年間就労収入をみると、未婚世帯は 160 万円と、死別世帯の 256 万円、離婚世帯の 176 万円を下回る。

NPO 法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の赤石千衣子理事長は「統計的にも収入の少ない非婚の母に寡婦控除を適用しないことでさらに不利な状況に追い込んでいる」と指摘する。

日本弁護士連合会は今年 1 月、非婚の母にも寡婦控除を「みなし適用」するよう求める要望書を東京都などに提出。千葉市や那覇市など「みなし適用」を導入する自治体はあるが、まだ一部だ。赤石理事長は「負担が増えてギリギリの生活になれば子供が育つ環境も劣悪になりかねない。子供の視点に立って平等な扱いをすべきだ」としている。

NPO 法人「民法改正情報ネットワーク」の坂本洋子理事長は「婚外子差別の象徴的問題である相続格差がなくなることで、出生届や寡婦控除などの現状も変わってほしい」と期待を込める。

■2003年7月8日国連女性差別撤廃委員会、第4回及び第5回日本政府報告書審査 最終コメント(7月18日:戸籍続柄差別記載関連部分抜粋)

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会訳 翻訳 大村芳昭

1. 委員会は、2003年7月8日の第617回及び第618回会合において、日本の（CEDAW/C/JPN/4 and CEDAW/C/JPN/5）を審査した。

II. 委員会の最終コメント

主要な懸念及び勧告

35. 委員会は、民法の中に現在でも依然として差別的な条項が残っていることに懸念を表明する。その中には、結婚最低年齢や、離婚後の女性が再婚するために必要な待婚期間、及び結婚した夫婦の氏の選択に関する条項が含まれる。委員会は、また、婚外子に対する、戸籍と相続権に関する法律及び行政実務上の差別、そして、それらが女性に対してもたらす重大な影響についても懸念する。

36. 委員会は日本政府に対して、民法の中にいまだに残る差別的な条項を削除し、立法や行

誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

政実務を女性差別撤廃条約に適合させることを求める。

<原文>

CEDAW/C/2003/II/CRP.3/Add.1/Rev.1

ADVANCE UNEDITED COPY

18 July 2003

Original: English

Committee on the Elimination of Discrimination against Women Twenty-ninth session 30 June -18 July 2003

1. The Committee considered the fourth and fifth periodic reports of Japan

(CEDAW/C/JPN/4 and CEDAW/C/JPN/5) at its 617th and 618th meetings on 8 July 2003.

II. Concluding comments of the Committee Principal areas of concern and recommendations

35. The Committee expresses concern that the Civil Code still contains discriminatory provisions, including those with respect to the minimum age for marriage, the waiting period required for women to remarry after divorce and the choice of surnames for married couples. It is also concerned about discrimination in law and administrative practice against children born out of wedlock with regard to registration and inheritance rights and the resulting considerable impact on women.

36. The Committee requests the State party to repeal discriminatory legal provisions that still exist in the Civil Code and to bring legislation and administrative practice into line with the Convention.

■ 第147回国会(常会)

質問主意書 質問第三〇号 戸籍の続柄欄の記載に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 平成十二年五月十日

福島瑞穂

参議院議長 斎藤十朗 殿

戸籍の続柄欄の記載に関する質問主意書

日本における婚外子に対する社会制度上の差別は、国際社会から度々批判を受けているにもかかわらず依然として存在し、婚外子への差別と偏見を助長している。なかでも、戸籍の父母との続柄欄における婚内子と婚外子を区別する記載が存在することについては、再三にわたり国連から改善勧告を受けている。

一九九八年には、国連規約人権委員会から日本政府に対し、「委員会は、婚外子に対する差別に再度憂慮を示す。特に、国籍、戸籍と相続に関わる権利についてである。規約二六条に従い、あらゆる子どもは平等の保護に値するというこれまでの見解をここに確認する。政府は、民法九〇〇条四号を含め、法制度を改正するための必要な措置をとることを勧告する」とする、婚外子の差別撤廃を求める二度目の勧告が出された。また、国連子どもの権利委員会からも同年、「公的書類において婚外子としての出生が記載されることをとりわけ懸念する」とのコメントが出されている。

「戸籍との連動性」を理由に、日本政府は住民票続柄差別記載の撤廃を拒否してきたが、一九九三年の国連規約人権委員会による勧告、一九九三年から一九九四年にかけての地裁・高裁段階での相次ぐ婚外子差別憲法違反の判断、そして婚外子差別は人権侵害という声の高まりの中、一九九五年三月一日から、住民票の続柄欄における長女・長男・二女・二男・養子・子という区別をやめて、すべて「子」という表記に統一した。

本来ならば、この時点で、戸籍の続柄欄の差別表記を撤廃すべきだったと考える。しかしながら今に至るまで、現行の続柄記載の合理性が明らかにされないまま、差別表記が維持されている。

現行の続柄記載方法は、必ずしも一般人の感覚には合致しない場合が存在する。例えば、再婚の夫婦の場合、同一戸籍内に複数の長女等が存在することがあり得ること、特別養子の続柄記載について、婚内子同様の記載がなされるため同戸籍内に入っている実子の続柄が変更されることがあること、及び双子等の場合にも出生順により長女等の記載をするなどであ

誰でもわかる、必見コピー NO.9 (婚外子違憲判決)

る。

また、養子や婚外子については、出生順を示す記載がないが、それでも不便が生じないことは、婚内子の続柄においても序列をつけることに合理性がないことを明らかにするものである。

現行の戸籍における続柄記載については、かつての住民票の続柄欄における差別記載と同様の疑問を感じるところであり、以上の観点から、次の事項を質問する。

一、戸籍の続柄の記載はなぜ必要であるのか。その合理的な理由を明らかにされたい。

二、「長男」「次男」「長女」「二女」などの出生順を区別する続柄の記載は、法律・行政上必要不可欠なものであるのか。その理由も明らかにされたい。

三、二と同様に、双子や三つ子についても「長女」「二女」などと出生順の区別をする法律・行政上の必要はないと考えるが、どうか。

四、仮に、戸籍の続柄の記載をやめ、性別記載のみにした場合、法律・行政上、支障が生ずるか具体的に明らかにされたい。

五、国連規約人権委員会、子どもの権利委員会による婚外子に対する差別法制度の撤廃を求める勧告をどう受け止め、改善しようとしているか、明らかにされたい。 右質問する。

■第147回国会(常会)

答弁書 答弁書第三〇号 内閣参質一四七第三〇号 平成十二年六月六日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出戸籍の続柄欄の記載に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出戸籍の続柄欄の記載に関する質問に対する答弁書

一について

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）上、戸籍内の各人について、実父母との続柄（養子であるときは、養親との続柄）を記載しなければならないとされている（第十三条第四号及び第五号）が、これは、戸籍制度が、国民の親族的身分関係を正確かつ明確に登録し、公証することを目的とするものであるからである。

二から四までについて

実父母との続柄は、戸籍の実父母との続柄欄に、男女の別、嫡出である子と嫡出でない子の別及び出生順に従って、嫡出である子については、「長男」、「二男」、「長女」、「二女」等と記載し、嫡出でない子については、「男」又は「女」と記載するものとされている（戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第三十三条第一項及び附録第六号）。これは、多胎妊娠により出生した双子等の場合も同様である。

このような記載方法は、民法（明治二十九年法律第八十九号）上、嫡出である子と嫡出でない子とで法的地位に差異があることを踏まえたものであり、国民の親族的身分関係を正確に、かつ、一覧性をもって明らかにすることを目的とする戸籍制度の機能を維持するために必要なものであって、仮に戸籍の続柄の記載をやめ、性別記載のみにした場合には、このような戸籍制度の機能を十分に果たし得ないことになるものと考えている。

五について

御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「B規約」という。）第二十八条1に基づいて設置された人権委員会及び児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号。以下「児童の権利条約」という。）第四十三条1に基づいて設置された児童の権利に関する委員会の最終見解については、法的拘束力を有するものではないが、その内容等を十分に検討した上、政府として適切に対処していく必要があると考えている。

当該最終見解の御指摘の部分に対する現時点における政府の考え方は、次のとおりである。

1 民法上、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の二分の一とされている（第九百条第四号ただし書）が、これは、法律上の配偶者との間に出生した嫡出である子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である嫡出でない子の立場にも配慮して、嫡出でな

誰でもわかる、必見コピー NO.9（婚外子違憲判決）

い子に嫡出である子の二分の一の法定相続分を認めることにより、嫡出でない子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものである。したがって、この規定は、嫡出でない子を合理的理由もないのに差別するものとはいえず、B規約第二十六条又は児童の権利条約第二条が禁ずる差別には当たらないと考えている。

2 嫡出である子と嫡出でない子の戸籍上の記載方法の違いは、このように、民法上、嫡出である子と嫡出でない子とで法的地位に差異があることから、親族的身分関係を正確かつ明確に登録し、公証することを目的とする戸籍においても、その区別を明らかにするために行っているものであり、同様に、B規約第二十六条又は児童の権利条約第二条が禁ずる差別には当たらないと考えている。

もっとも、平成八年二月に、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化を図ることなどを内容とする答申を提出したが、この問題については、家族制度の在り方や国民生活に関わる重要な問題として、国民の意見が大きく分かれていることから、今後の議論の動向を見守りながら適切に対処していく必要があると考えている。